

丹波並木道中央公園動く恐竜模型制作・設置業務 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本業務は、丹波並木道中央公園がフィールドミュージアムにおけるコア施設であることを踏まえ、丹波地域で発見された恐竜化石と学術的な繋がりのある動く恐竜模型の設置を行い、公園の魅力向上を図るものである。

2 応募資格

本業務の業者を選定するための公募型プロポーザルに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること（グループを構成して提案を行う場合、グループを代表する者を「代表企業」、その他の者を「グループ構成企業」という。）。

- (1) 代表企業（単体の法人による単独企業を含む。以下同じ。）は、模型の制作及び設置に関して実施体制を確保し執行できる能力を有すること。
- (2) 代表企業は、過去15年以内に不特定多数の者に対する展示を目的とした恐竜又はそれに類する模型を制作及び設置する業務の実績を有すること（グループを構成して提案を行う場合、代表企業及びグループ構成企業が協力して制作及び設置する業務の実績を含む。）。
なお、過去5年以内に制作及び設置業務の実績を有しており、現在も同模型の維持管理を継続する者が望ましい。
- (3) 代表企業又はグループ構成企業のいずれかが、提案する業務が法令等の規定に基づく官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (4) 代表企業は、業務の実施に当たり事務局との打合せ等に適切に対応することができること。
- (5) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当する者。
 - イ 都道府県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以

下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。)がなされている者。

エ 都道府県が賦課徴収する全ての税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

キ 業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保しない者

(6) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

(7) 代表企業は、兵庫県内又は近隣府県（丹波並木道中央公園又は兵庫県庁に概ね1時間以内に到達できる場所に限る。）にサポート拠点を持つこと。

3 コンペの条件

(1) 業務要件

業務仕様書に沿って公募型プロポーザルに応募する者自らが企画する業務であって、県が制作及び設置を行う業務として公序良俗に反するものでないこと。

(2) 模型の仕様

次の仕様に則り、ティラノサウルス及びトリケラトプスの恐竜模型を1体ずつ、計2体を制作、設置すること。

恐竜種類	ティラノサウルス	トリケラトプス
設置個数	1体	1体
規格 (L×W×H)	5.0m×1.5m×2.5m程度	
動作	最低限、顔、口、首、手、尻尾が稼働すること。	最低限、顔、口、首、尻尾が稼働すること。
制御	センサーやタイマーなどで動作制御が可能であること。	
構造	屋外設置のための耐候性を有すること。	
電源	家庭用電源で可動すること。	
音源	内蔵スピーカー又は外付スピーカーにて恐竜の鳴き声が再生できること。	

- ※上記の仕様を満たした既製品（未使用のもの）は可とする。
- ※模型には2年以上の動作保証期間を付帯すること。
- ※模型は概ね10年程度の機能維持を想定した仕様とすること。

(3) 上限額

金 5,500,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 対象地

兵庫県立丹波篠山市西古佐（兵庫県立丹波並木道中央公園内）

4 企画提案に係る手続

(1) 募集期間

令和3年3月8日（月）から同年3月25日（木）午後5時まで

(2) 募集要項の配布及び応募図書の提出

ア 配布方法

事務局における配布の他、兵庫県ホームページに掲載する。

イ 提出方法

原則として事務局に持参して提出すること。受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、土日祝日は除く。

郵送によって提出する場合は、あらかじめ電話等によって事務局に連絡したうえで、書留郵便など配達記録が残る方法によって、期間内に事務局に必着するよう提出すること。

(3) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和3年3月8日（月）から同年3月16日（火）までの各日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

別紙質問書の様式に質問事項を記載の上、上記期間中に持参、FAX、電子メールによって事務局に提出すること。

なお、FAX、電子メールの場合は電話で受信確認をすること。

ウ 質問に対する回答

令和3年3月18日（木）までに事務局において閲覧に付す。

なお、確認に時間を要する質問等がある場合は、期限までに回答できない旨を閲覧に付す。

(4) 提出書類

この募集要項のほか、業務仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、各8部（アは正本1部、副本7部）を提出すること。

- ア 応募申請書【様式第1号】
- イ 応募者概要【様式第2-1号】、【様式第2-2（企業グループ応募の場合のみ）】
- ウ 共同事業体協定書兼委任状（企業グループ応募の場合のみ）【様式第3号】
- エ 企画提案書【様式任意】
- オ 動画ファイル【CD-RもしくはDVDにて提出】
- カ 工程表【様式第4号】
- キ 類似業務実績【様式任意】
- ク 経費積算見積書【様式第5号】
- ケ 誓約書【様式第6号】
- コ 添付書類

- (ア) 会社概要等応募者の概要を説明する書類（会社パンフレット等）
 - 定款又は寄附行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
 - 商業登記簿謄本（原本又はコピー、発行後3ヶ月内のもの）
 - 前年度（直近決算期）及び前々年度の決算書類（損益計算書、貸借対照表）
- (イ) 県が賦課徴収する全ての県税に滞納がないことを証する書類（兵庫県内の県税事務所が発行する「納税証明書（3）」）
 - ※提出の日において発行後3ヶ月以内のもの
 - ※本県での課税実績はない場合は誓約書（様式第7号）

(5) 費用負担

応募図書の制作及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(6) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(7) 応募図書の取扱い

応募図書は審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

5 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、審査委員会において審査を行う提案は、事務局において事

前審査を行い選定する。

また、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

なお、ヒアリング等を行う場合は、別途、日時、場所などを指定する。

【審査項目】

応募者間の相対評価による優劣により採点を行う。

		評価項目		配点
		評価項目	評価の視点	
実績と工程 ②	1	実績		10
		模型制作の実績	・仕様と同等の模型制作の実績	10
	2	工程管理の妥当性（※1）		10
制作設置工程		・工程計画の熟度など	10	
模型に関する提案 ⑤	3	模型のデザインに関する提案		20
		模型のデザイン性	・恐竜模型のデザイン性（外観のリアリティ） ・模型表面素材の質感 など	10
		模型の可動性	・恐竜模型の可動部位の箇所数 ・動作のリアリティ	10
	4	設備に関する提案		10
		動作システム	・センサーor タイマーの操作性 ・動作システムの操作の容易さ ・消費電力 など	5
		音声データの再生	・鳴き声などの音声データの再生する操作性 ・スピーカー内蔵 or 外付けでの設置	5
	5	安全性に関する提案内容の妥当性（※2）		10
模型の安全対策		・転倒等に関する安全対策の確実性 ・可動部位の接触による怪我等に関する安全対策の確実性 など	10	
6	機能維持に関する提案内容の妥当性（※2）		10	
	耐用年数や補修、メンテナンス	・耐久性、耐候性に関する機能維持の確実性 ・耐用年数に関する機能維持の確実性 ・補修やメンテナンス補償契約の有無 など	10	
経費 ③	7	本工事にかかる経費に関する提案		30
		制作設置費	・コストの縮減性	30

（※1）「工程管理の妥当性」については、恐竜模型の制作及び設置に関する提案内容の妥当性を審査する。

なお、実工程が履行期限を越える可能性が高い場合は、履行期限にかかわらず実工程による提案を可とする。この場合は実際の履行期限を協議によって決定する。

(※2) 「安全性に関する提案内容の妥当性」及び「機能維持に関する提案内容の妥当性」については、恐竜模型の仕様を満足するための提案内容の妥当性を審査する。

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 「2 応募資格」に定める要件を満たさない場合
- イ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 応募図書に虚偽の記載を行った場合
- エ 「模型に関する提案」が模型の仕様を満たさない場合
- オ 「本工事にかかる経費に関する提案」において経費積算見積書の合計額が上限額を超えている場合
- カ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

6 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す。

7 審査後の業務内容

(1) 事務局は、契約相手方に特定された者（以下「当選者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について協議、調整を行う。この協議、調整において、事務局と当選者の双方で確認の上、提案業務の内容を修正又は変更することがある。

(2) 契約条項は後日提示する。

(3) 契約締結は審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って業務を実施する。

なお、契約締結にあたっては、事前に委託契約額の10%以上の契約保証金を契約担当者に納めるか、保険会社との履行保証保険契約を締結すること。

(4) 当選者が契約書に記載する条項に違反したときは、事務局は当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止、並びに当選者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。

(5) 当選者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

8 その他

(1) 契約を締結した者は、次のア、イを県に提出すること。

ア 本件業務の契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約（以下「再委託契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によって再委託契約等に定めた規定によって提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定によって下請契約等に定めた規定によって提出させた誓約書の写しを含む。）

9 事務局

兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課整備班 小林、西岡

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1

電話 078-362-9310

FAX 078-362-4454

電子メール kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp

質 問 書

応募者名: _____

下記のとおり質問書を提出します。

番号	質問箇所 (募集要項p○など)	質問内容
1		
2		
3		

※質問の数に合わせて表を足してください。